

## 資料 衆議院経済産業委員会（平成17年04月22日）での政府答弁

○奥田委員 ぜひ、これまでのいろいろな原子力政策でも、縦割りで、研究と安全確保あるいは事業の部分がみんな違うんだと言っているような姿が指摘もされていますけれども、一つの原子力政策、それは私どもも含めてになるかもしれませんけれども、そういった大きな事業、そして、どこかで御迷惑をおかけしたりすることもある事業でもありますし、そういった中での協力体制が地方も含めてできる姿を築いていただきたいというふうに思います。

それでは、法案の方に入らせていただきたいと思います。どうも、文科省の方、どうぞお引き取りください。

まず、クリアランス制度というものが今回の法案で出てきました。私も環境関係での廃棄物の話をよくさせていただくんですけども、確かに放射性廃棄物は、そういった廃掃法の範疇外といったところで、排出者の自己管理の部分に任されているというような姿であったというふうに思っています。原子力発電所の高経年化という言葉が使われていますけれども、これから、高齢化、老齢化の中で、解体という現実がついて回ってくるという中で出てきた制度でもあります。まず、初歩的な、基礎的なことですが、原子力発電所、今の実動のものを一基壊すと大体五十万トンから五十四万トンの廃棄物が出てくるというふうに聞いております。

今回話しているクリアランス制度という中で、このクリアランスレベルの検査対象、検認対象というものになってくるというのは、当然発電所の中の一次側の部分のプラントであるとか、あるいは建屋といった部分が対象になってくると思うんですけども、この五十万トン以上の廃棄物の中で、クリアランス制度の中で確かめていこうというのは何%ぐらいになるのか、どのくらいの量になるのか、教えていただきたいと思います。

○平田大臣政務官 おっしゃられたのは、推定ですが、百十万キロワット級の原子炉一基の廃止措置ということで、廃棄物の総量が加圧水型軽水炉で四十九・五万トン、沸騰水型で五十三・六万トンという、おっしゃっておられたとおりの数字でございまして、そのうち、クリアランスの対象となる廃棄物というのが加圧水型で一・二万トン、沸騰水型で二・八万トン、%で申しますと、それぞれ、二%、五%ということでございます。

それ以外に放射性廃棄物でない廃棄物も発生をいたしまして、それが加圧水型で四十七・七万トン、沸騰水型で四十九・五万トンでございます。

したがって、合わせますと、それぞれ、四十八・九万トン、五十二・三万トンということで、総発生量でいきますと、九九%と九八%、これは推定でございますけれども、そういう試算ができておるわけでございます。

○奥田委員 御丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

ここで、推定の中の話ですから、小数点三位ぐらいのところはいいんですけども、大体数%、それも5%以下、二、3%ですか、それが対象になるというふうに聞こえたかと思えます。

そんな中で、それでも、何万トン単位という万トン単位の話になってくる。ほかの、では、今の原子力発電所がなくて、いろいろの廃棄物とかそういったものが年間大体どのくらい出てくるのかなというようなことは、部署が違いますから御存じないということなんだと思えますけれども、全部足してもそれだけにはいかないんじゃないかなというふうな、もちろん、レベルと扱いが違うというのは当然の話でありますけれども、それだけ大きな量が出てくるものを、何とか再生あるいは一般廃棄物に近い形としての適正処理に持っていきたいというの、当然出てくる話だというふうに思います。

ただ、一般の方あるいは外からは、大変この制度に不安を持たれていることも事実であります。やはり原子力政策全般と同じように、そういった放射能、そして核に対するアレルギーの部分に対する説明責任というものが必要になってくると思います。

法案の中ではないですけども、経済産業省も発表した中で、原子力事業者が、こういった制度が定着するまで、ここから出るようなクリアランス制度の中に入るような廃材の方は電力業界内を中心に再利用していく方向だということを表明されて、それも経済産業省さんの口を通して表明されたと思えますけれども、この制度が定着するまでの間という言葉、あるいは業界内で再利用するというものが現実にできるのか。もし、簡単にできることなら、ずっと続けていただいた方がありがたいんですけども、ちょっと、今、期間のことと再利用の方法について簡単に御説明をいただきたいと思えます。

○三代政府参考人 ただいまのクリアランス制度についての御質問でございますけれども、まず、クリアランスレベルと申しますのは、さまざまなシナリオを踏まえて十分安全性の余裕を持って設定されているわけでございます。また、これらにつきましては、その事業者の測定、評価について、国により厳格に監視また確認されております。このため、クリアランスレベル以下であることが確認されたものにつきましては、その再利用や処分を行う際には、放射線防護上特段の措置は不要であるというふうに考えております。

他方、ただいま御質問がありましたように、クリアランス制度が社会に定着するまでの間は、国民に信頼感を持って受け入れてもらうための取り組みが必要であるというふうに考えているところでございます。このため、原子力事業者では、クリアランスされたものについて、みずから率先して、電力業界を中心に社会の理解を得つつ再生利用などを進めることとしております。

例えば、金属であれば鉄筋や鉄骨として、また、コンクリートであれば埋め戻し材、路盤材として再生利用することが考えられますが、再生利用の具体的な内容は現在検討中であるというふうに承知しております。また、再生利用あるいは処分の際の最初の搬出先については、自主的に把握するというふうにしております。

原子力安全・保安院といたしまして、今後、このようなクリアランスされたものの安全性あるいはクリアランス制度の実施状況などについて、積極的な情報提供、理解促進に努めながら、適切な時期に原子力安全・保安部会などの場において、広く関係者の御意見を伺いつつ、制度の定着状況について判断していきたい。その中で、やはり時期についても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○奥田委員 業者の方は、別に使い道とかそういうものも提案ははっきりされていると思うんです。もし、いろいろな材料が、それがコンクリートであれ、鉄骨、プラント材であれ、そういったものが溶鉱炉の中に入るまでなのか、溶鉱炉の中に入って出てきた後もそういったものが自分たちの事業の中で使われていくとかいうような、完全な監視体制と追跡体制のもとで出てくる社会的な定着と、それを取ってしまったときの定着とは全然違うと思うんです。

法案で出てきている、法案で制限されていることというのは、普通の廃棄物でも今ちゃんと管理票のもとでの制度ができているわけですから、管理票のもとでちゃんとどこへ持っていったか追跡をしていますというのは当然のことであって、その後でどういうものによって変わってどこで使われているというトレーサビリティの履歴管理、そこまでしっかりと電力業界の方々もできることだと思います。法案には、ここに関してはクリアランス制度の、検査についてのことまではしっかりと書かれていますけれども、その先の、一般廃棄物になって全然後は口出ししないというだけではなくて、そういったしっかりとした管理体制という、履歴をしっかりと見きわめているという体制があるから社会に認知されていく制度だというふうに私は思いますので、そういったところをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。